

(2016.11.12)

第 78 回慶應 EU 研究会

「研究報告の成果と課題」

市川芳治（慶應義塾大学法科大学院）

本報告では、近時、内外を通じて大きなテーマとなっている人工知能（AI: Artificial Intelligence）と競争法の関わりについて、とくにカルテル規制を念頭に、欧米の議論・事案を整理するとともに、わが国独禁法との関係も含め、今後の見通しを検討した。

報告では、まず、各法域のカルテル規制のあり方を整理し、“人為性”が違法性判断のコアであることを確認した。ここが、“De-Humanising”とも呼ばれる AI と斬り結ぶポイントとなるからである。

その上で、既に欧米で生じている、アルゴリズムを用いたソフトウェア、あるいはシステムを通じたカルテル事案についての検証を行った。それぞれ、近い将来に、従来の競争法の各概念では捉えることが困難になってくることを想起させるものであった。

最後に、競争法における各概念の規範的な背景、あるいは刑法、憲法など、法秩序全体から導き出される拡張的な解釈を行うことで、“人為性”の乏しさにいかに対応するか、従来の解釈の延長線上のアプローチから、規範的な試論まで、検討を深めた。

将来を見通した検討であるため、仮定・想定が多く置かれる限界は必然的にあるが、海外で行われている議論の整理だけでなく、一定の付加価値を与えることをめざした。

報告後の質疑では、コンピュータサイエンスと法学との邂逅のあり方、競争法以外の領域も視野に入れるとどう捉え得るか、結果から規範を定める限界はどこにあるか、といった大きな観点から、海外・日本政府での議論の状況、EU 競争法の具体的適用の想定まで、幅広い貴重なコメント・ご意見をいただいた。

本報告の論文化もさりながら、この先数年非常に重要な論点となることが想定されるものであり、適切に踏まえて研究を深めていきたいと考えている。

報告テーマ：

「人工知能（AI）時代の競争法」試論

ー “アルゴリズム” によるカルテル： 欧米の最新事例を踏まえてー